

指 摘 事 項	措 置 内 容	措置状況
<p>第3編 監査の結果及び意見 第2 各論 I. 教育委員会事務局 総務部 【6】私立幼稚園就園奨励助成事業 (4) 監査の結果 1. 市職員による保育料減免措置に関する調書の記入について</p> <p>学校法人五葉学園星和台幼稚園の平成22年度保育料減免措置に関する調書ファイルを閲覧したところ、市民税所得割金額について、市職員が記入している事例が多数見受けられた。</p> <p>私立幼稚園就園奨励助成は、保護者の保育料減免措置に関する調書に基づき、私立幼稚園が市に交付申請することで認められるものである(私立幼稚園就園奨励助成金交付要綱第1条、同第4条)。したがって、保護者が記載すべき事項については、保護者に記載を求めるよう、教育委員会は私立幼稚園に指導し、必要事項がすべて記載済みであることを確認してから申請を受ける必要がある。</p> <p>(教育企画課)</p>	<p>今後同様の事例が起こらないよう、申請者である保護者が記載すべき事項については、もれなく調書に記載を求めるよう、私立幼稚園に指導するとともに、記載不備がある調書を受理しない取扱を徹底した。</p>	<p>措置済</p>
<p>【8】就学援助事業及び奨学金事業 (4) 監査の結果 1. 就学援助申請書の不備事例について</p> <p>就学援助申請書及び添付書類ファイルを閲覧したところ、就学援助申請書の申請日付が空白である事例が多数見受けられた。</p> <p>就学援助を受けようとする者は、教育長が別に定める定期申請期間内及び随時申請期間内に、学校長を経て教育長に対し、対象者であることを証明する書類を添えて、就学援助の申請を行わなければならない(神戸市就学援助規則第4条)ことが定められている。申請者である就学援助保護者が記載すべき事項については、もれなく記載を求めることを、担当課は学校長に指導し、必要事項がすべて記載済みであることを確認してから申請を受理するべきである。</p> <p>(教育企画課)</p>	<p>今後同様の事例が起こらないよう、申請者である保護者が記載すべき事項については、もれなく申請書に記載を求めるよう、学校長に指導するとともに、記載不備がある申請書を受理しない取扱を徹底した。</p>	<p>措置済</p>
<p>【9】小中学校市費職員(調理士、管理員)人件費の事務管理 (4) 監査の結果 1. 調理士、管理員の配置基準の規程化について</p> <p>調理士数については児童数に応じて、管理員については校種に応じて、労使間協議を経て、配置数が決定されているが、配置基準を定めている規程等は存在しない。調理士であれば児童数や食数、管理員であれば学級数等、合理的と認められ</p>	<p>平成24年度より、市立学校園における調理士・管理員の配置基準を明文化することとした。</p>	<p>措置済</p>

指 摘 事 項	措 置 内 容	措置状況
<p>る市の配置基準を規程等により定め、それに準じた配置をおこなうべきである。</p> <p>(教職員課)</p>		
<p>Ⅲ. 教育委員会事務局 社会教育部</p> <p>【2】スポーツイベントの推進事業</p> <p>(4) 監査の結果</p> <p>1. 補助金交付申請書の審査の未実施について</p> <p>「財団法人神戸市体育協会のスポーツ振興等に関する補助金交付要綱」によると、補助金の交付の決定は、交付申請書の内容について審査を行い補助金交付決定を行い、補助金を交付しようとする者に通知するものとされる。</p> <p>しかし実務上当該補助金は、予算要求の際に金額決定に必要な資料を徴求して審査を行い、金額が決定されている。このため、補助金交付申請書については予算要求時と金額が整合しているかを確認のみで、その内容の審査は行われてなかった。予算要求に係る資料を閲覧したところ、内容に問題は認められなかったが、補助金交付要綱に定められている以上、交付申請書の審査を行い、審査の記録を保存すべきである。</p> <p>(スポーツ体育課)</p>	<p>今後は、予算要求時だけでなく、交付申請時においても、予算に基づき実施する事業について、改めて内容が分かる資料を求め、審査することとした。</p>	<p>措置方針等</p>
<p>Ⅳ. 教育委員会事務局 博物館</p> <p>【1】神戸市博物館の管理運営</p> <p>(4) 監査の結果</p> <p>1. 重要物品の棚卸の不備について</p> <p>神戸市物品会計規則は、1件1,000千円以上の備品を重要物品と定義し、これらについては、年度末における現在高を調査し、会計管理者に報告しなければならない、と定めている。しかし、博物館では、備品及び収蔵品にかかる重要物品について、開封することにより毀損が生ずる原因となるなど取扱いが難しいこと、数量が1,300点を超えること、収蔵庫の鍵を厳重に保管していること等を理由に、一斉の棚卸を行っておらず、市への重要物品現在高報告書も、昨年度の期末有高に、当期の増加、減少分を加減して作成しており、当年度の期末有高の重要物品の実物の確認は行っていない。</p> <p>今後は、神戸市物品会計規則にそって、年度ごとに現物確認を行う必要がある。ただ、重要物品の点数が多く、慎重な取扱いが求められる物品も多いことから、博物館における現物調査に関しては、現状の規則が実態に則していないのであれば、特例を定めるなど、規則自体の改定と収蔵品の取扱いも考慮した棚卸マニュアルの整備についても検討すべきである。</p> <p>(博物館)</p>	<p>今後は、神戸市会計規則にそって、毎年度、すべての重要物品の悉皆の調査を行う。新たに、確認のためのチェックリストも作成した。</p>	<p>措置済</p>



指 摘 事 項	措 置 内 容	措置状況																						
<p>VI. 財団法人 神戸市体育協会</p> <p>【1】神戸市体育協会の経営管理全般</p> <p>(4) 監査の結果</p> <p>1. 業者請求書請求額のチェック漏れについて</p> <p>監査人が任意に抽出した平成 22 年度の支出取引のうち、以下の委託契約について関連資料を査閲した結果、平成 22 年度に契約総額及び月次支払額が変更になっているにもかかわらず、取引業者から平成 21 年度契約額に基づく請求書が送付されていた。</p> <table border="1" data-bbox="181 584 794 884"> <tr> <td>委託契約内容</td> <td>学校給食用物資配送業務</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成21年度</td> <td>年間委託契約額：29,578,000円（消費税込）</td> </tr> <tr> <td>月次支払額：2,688,000円 ※8月分は0円、3月分は2,698,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成22年度</td> <td>年間委託契約額：29,435,000円（消費税込）</td> </tr> <tr> <td>月次支払額：2,674,900円 ※8月分は0円、3月分は2,686,000円</td> </tr> </table> <p>協会では、平成 23 年 2 月請求分までは当該誤りに気付かずに誤った金額での支払を行っていた。ただし、年度途中でミスに気づき平成 23 年 3 月に更正手続は終了している。</p> <p>支出の手続については、財団法人神戸市体育協会会計規則において以下のように定められている。</p> <table border="1" data-bbox="181 1160 775 1599"> <tr> <td colspan="2">財団法人神戸市体育協会会計規則（抜粋）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">第 3 章 第 3 節</td> </tr> <tr> <td colspan="2">（支出の手続）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">第27条 全ての支出金は、支出の負担について、あらかじめ当事者の住所、氏名、金額、所属事業年度、勘定科目、予算現在高、契約の方法、その他必要な事項を記載した支出決裁により、これを決定する。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2 支出は支出決裁、債権者の請求書、その他関係書類に基づき、支出担当者が支出伝票又は振替伝票を発行し、出納責任者に依頼するものとする。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">（審査）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">第28条 出納責任者は、支出伝票により支出依頼を受けたときは、その正当性について支出決裁、請求書、その他関係書類により審査しなければならない。</td> </tr> </table> <p>上記規則によると、本来であれば支出伝票作成時点又は出納責任者による審査時点に請求書金額の誤りが発見されるはずであるが、平成 22 年 4 月分から平成 23 年 2 月分までの 11 回の支払について、請求書の誤りが発見されず誤った請求額に基づいて支払われていた。</p> <p>業者請求書の内容確認は、経理事務の中でも特に重要な作業であり、伝票の作成・審査が単に形式的な作業とならないよう、内容確認を徹底すべきである。</p> <p style="text-align: center;">（財団法人神戸市体育協会）</p>	委託契約内容	学校給食用物資配送業務	平成21年度	年間委託契約額：29,578,000円（消費税込）	月次支払額：2,688,000円 ※8月分は0円、3月分は2,698,000円	平成22年度	年間委託契約額：29,435,000円（消費税込）	月次支払額：2,674,900円 ※8月分は0円、3月分は2,686,000円	財団法人神戸市体育協会会計規則（抜粋）		第 3 章 第 3 節		（支出の手続）		第27条 全ての支出金は、支出の負担について、あらかじめ当事者の住所、氏名、金額、所属事業年度、勘定科目、予算現在高、契約の方法、その他必要な事項を記載した支出決裁により、これを決定する。		2 支出は支出決裁、債権者の請求書、その他関係書類に基づき、支出担当者が支出伝票又は振替伝票を発行し、出納責任者に依頼するものとする。		（審査）		第28条 出納責任者は、支出伝票により支出依頼を受けたときは、その正当性について支出決裁、請求書、その他関係書類により審査しなければならない。		<p>今後同様の事例が起こらないよう、会計規則を遵守し、支出決議、納品書、請求書、その他関係書類により、確実にチェックを行うことを協会各所属に周知徹底した。</p>	<p>措置済</p>
委託契約内容	学校給食用物資配送業務																							
平成21年度	年間委託契約額：29,578,000円（消費税込）																							
	月次支払額：2,688,000円 ※8月分は0円、3月分は2,698,000円																							
平成22年度	年間委託契約額：29,435,000円（消費税込）																							
	月次支払額：2,674,900円 ※8月分は0円、3月分は2,686,000円																							
財団法人神戸市体育協会会計規則（抜粋）																								
第 3 章 第 3 節																								
（支出の手続）																								
第27条 全ての支出金は、支出の負担について、あらかじめ当事者の住所、氏名、金額、所属事業年度、勘定科目、予算現在高、契約の方法、その他必要な事項を記載した支出決裁により、これを決定する。																								
2 支出は支出決裁、債権者の請求書、その他関係書類に基づき、支出担当者が支出伝票又は振替伝票を発行し、出納責任者に依頼するものとする。																								
（審査）																								
第28条 出納責任者は、支出伝票により支出依頼を受けたときは、その正当性について支出決裁、請求書、その他関係書類により審査しなければならない。																								

指 摘 事 項	措 置 内 容	措置状況								
<p>【2】給食事業の事務管理  (4) 監査の結果  1. 給食費納入遅滞校に対する督促マニュアルの不整備について</p> <p>給食費は各学校長が生徒から1人あたり月額3,900円を徴収し、単独調理校は学校物資購入費180円を除いた残額3,720円を全校生徒分とりまとめて、毎月協会へ納付している。「学校給食運営の手引き」によると、当該納付は毎月28日までに支払うことと定められている。</p> <p>学校から納付される給食費については、「学校給食管理システム」により収納管理しており、毎月「給食実績等報告書」を学校長あてに送付し、納入状況の確認を依頼するとともに、12月及び3月には滞納状況等を併記して催告している。</p> <p>あわせて、納付期限に遅滞している学校への対応は、担当者が納付状況を確認しながら電話等で任意に納付確認・督促も行っている。</p> <p>しかし、監査人が平成23年2月分の給食費の納入状況を調べたところ、下表のとおりであり、期日に遅滞して納付している学校は174校中77校であった。</p> <table border="1" data-bbox="209 1048 786 1290"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>納入校数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【期限前納付】～2月28日</td> <td>97校</td> </tr> <tr> <td>【期限後10日】3月1日～3月10日</td> <td>50校</td> </tr> <tr> <td>【期限後10日超】3月10日～</td> <td>27校（うち2校は4月に納入）</td> </tr> </tbody> </table> <p>学校への期限までの納付意識をさらに浸透させるためにも、納付遅滞の学校に対する督促期限、督促方法等について定めたマニュアルを作成し、マニュアルに基づく入金管理を行うべきである。</p> <p style="text-align: center;">(財団法人神戸市体育協会)</p>	区分	納入校数	【期限前納付】～2月28日	97校	【期限後10日】3月1日～3月10日	50校	【期限後10日超】3月10日～	27校（うち2校は4月に納入）	<p>既存の事務マニュアルを改訂し、改訂後の新マニュアルを各学校に配布して、適正な事務処理を行うよう周知した。</p>	<p>措置済</p>
区分	納入校数									
【期限前納付】～2月28日	97校									
【期限後10日】3月1日～3月10日	50校									
【期限後10日超】3月10日～	27校（うち2校は4月に納入）									